

### 3. 国土交通省建築基準法、施行令及び告示の抜粋(2008年10月現在)

#### 3-1. 建築基準法からの抜粋

##### (用語の定義)

**第2条** この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

**七の二 準耐火構造** 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口及び第二十七条第一項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

**八 防火構造** 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

##### 耐火構造

**九の二 耐火建築物** 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

##### (外壁)

**第23条** 前条第1項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第21条第1項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（次条、第二十五条及び第六十二条第二項において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で燃焼のおそれのある部分の構造を、**準防火性能**（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

##### (長屋又は共同住宅の各戸の界壁)

**第30条** 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏又は天井裏に達するものとするほか、その構造を**遮音性能**（隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能をい

う。) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

### 3-2. 建築基準法施行令からの抜粋

#### 第1章 総則

#### 第1節 用語の定義及び算定方法

**第1条** この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

**五 準不燃材料** 建築材料のうち、通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間第108条の2各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号)に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたものまたは国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

#### 第2条 一般構造

(遮音性能に関する技術的基準)

#### 第2節の3 長屋又は共同住宅の界壁の遮音性能

**第22条の3** 法第30条(法第87条第3項において準用する場合を含む)の政令で定める技術的基準は、次の表の上欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上であることとする。

振動数 (単位 ヘルツ)	透過損失 単位 (デシベル)
125	25
500	40
2,000	50

#### 第4章 耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等

(耐火性能に関する技術的基準)

**第107条** 法第2条第七号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶解、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の部分	建築物の階	最上階及び最上階から数えた階数が二以上で四以内の階	最上階から数えた階数が五以上で十四以内の階	最上階から数えた階数が十五以上の階
壁	間仕切壁(耐力壁に限る。)	一時間	二時間	二時間
	外壁(耐力壁に限る。)	一時間	二時間	二時間
柱		一時間	二時間	三時間

床	一時間	二時間	二時間
はり	一時間	二時間	三時間
屋根	三十分間		
階段	三十分間		
<p>一 この表において、第二条第一項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。</p> <p>二 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。</p> <p>三 この表における階数の算定については、第二条第一項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。</p>			

二 壁及び床にあっては、これらに通常の火災による火熱が一時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、三十分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度（以下「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないものであること。

**（準耐火構造に関する技術的基準）**

**第107条の2** 法第2条第七号の二の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ次の表に上げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る）	45分間
	外壁（耐力壁に限る）	45分間
	柱	45分間
	床	45分間
	梁	45分間
	屋根（軒裏を除く）	30分間
	階段	30分間

二 壁、床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。第百十五条の二の二第一項及び第百二十九条の二の三第一項において同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間〔非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30分間〕当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

- 三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれ部分以外の部分及び屋根にあっては、30 分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

#### （防火性能に関する技術的基準）

**第 108 条** 法第 2 条第八号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、融解、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 外壁及び軒裏にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

#### （遮炎性能に関する技術的基準）

**第 109 条の 2** 法第 2 条第九号の二の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることとする。

#### （主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準）

**第 109 条の 3** 法第 2 条第九号の三の政令で定める技術的基準は、次の各号いずれかに掲げるものとする。

- 一 外壁が耐火構造であり、かつ、屋根の構造が法第 22 条第 1 項に規定する構造であるほか、法第 86 条の 4 の場合を除き、屋根の延焼のおそれのある部分の構造が、当該部分に屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 二 主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が**準不燃材料**で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床が次に掲げる構造であること。
  - イ) 外壁の延焼のおそれのある部分にあっては、防火構造としたもの
  - ロ) 屋根にあっては、法第 22 条第 1 項に規定する構造としたもの
  - ハ) 床にあっては、**準不燃材料**で造るほか、3 階以上の階における床又はその直下の天井の構造を、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶解、き裂その他の損傷を生じず、かつ、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものとして、国土交通大臣が定めた

構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしたもの

### (準防火性能に関する技術的基準)

**第109条の6** 法第23条の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間構造耐力上支障のある変形、融解、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

### (特殊建築物等の内装)

**第129条** 前条第1条第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室（法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する特殊建築物が耐火建築物又は法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物である場合にあっては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計百平方メートル（共同住宅の住戸にあっては、二百平方メートル）以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分の居室を除く。）の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。第四項において同じ。）、及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを第一号に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

- 一 次に掲げる仕上げ
  - イ) 難燃材料（3階以上の階に居室を有する建築物の当該各用途に供する居室の天井の室内に面する部分にあっては、**準不燃材料**）でしたもの
- 二 次のイ又はロに掲げる仕上げ
  - イ) **準不燃材料**でしたもの
  - ロ) イに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせによってしたもの

## 3-3. 国土交通省告示からの抜粋

■ 準耐火構造の構造方法（(平成12年5月24日建設省告示第1358号)

最終改正 平成16年9月29日)

### 耐力壁である間仕切壁の構造方法

(2) 間柱及び下地を不燃材料で造った場合

- (ii) 両側に、**木毛セメント板**張の上に厚さ1センチメートル以上のモルタル又は